

## 県施設等における小型無人機への対応について

(平成27年6月5日危機管理室委員会議申し合わせ)

小型無人機については、4月下旬に「ドローン」が総理官邸屋上で発見されたことなどから、国では、その規制について検討が進められており、県としても国の動向を注視していく。

国の対応方針が決まるまでの間、県民の安全・安心を確保するという観点から、県施設等における対策を検討し、可能なものから実施していく。

- 1 施設管理に関する条例・規則等において、利用者の禁止行為や入館の規制等を規定している場合、禁止行為等に小型無人機の使用を含めることにより規制対象とする。

例) ○福島県庁舎管理規則

第13条 庁舎及び構内においては次に掲げる行為をしてはならない。

4 その他庁舎及び構内の保全のため必要があると認め庁舎総括管理責任者(総務部長)が禁止する行為。

○福島県文化センター条例

第15条 文化センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

4 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

- 2 施設管理に関する条例・規則等はあるが、利用者の禁止行為や入館の規制等を規定していない場合、又は施設管理に関する条例・規則等がない場合には、施設管理者の権限として、施設利用者に対して施設内における小型無人機の使用自粛を求める。
- 3 多数の人々が集まるイベント等を開催する際に、参加者に小型無人機の使用自粛を求める。